

年金あれこれ

～20歳になったら国民年金～

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支える仕組みです。

20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きますのでご確認ください。令和4年4月以降初めて年金制度に加入する方には、これまでの年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されております。

ポイント 国民年金の

将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金が、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と 「納付猶予制度」

年金保険料の支払い（月額16,590円）が難しいときは・・・

「学生納付特例制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

【対象】学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する方です。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度です。

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-25-5606 または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

こんにちは 農業委員会です！

農業委員会総会の会議結果は下記のとおりです

●第12回 農業委員会総会

日時・場所	12月22日（木）午後1時30分	役場第2会議室
議件	1. 土地の現況証明 1件	2. 農用地の賃貸借の解除 13件
	3. 農用地の賃貸借 3件	4. 農用地の使用貸借 2件
	5. 農用地の売買 5件	



●農業振興施策に関する意見書を提出

11月29日（火）青塚会長と高原会長代理が役場を訪れ、令和5年度に向けた町農業振興施策に関する意見書を町に提出しました。

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響による農作物流通の減少、飼料や燃料等の高騰等での農業被害への対策、後継者・担い手育成への支援体制、農地対策など3項目14点についての対策を要望しました。

お問い合わせは農業委員会（TEL32-2435）まで